

<経済環境適応資金>

サポート資金【経営あんしん】

融 資 対 象	以下のいずれかに該当する中小企業者 1 最近3か月間（注1）の月平均売上高が、前年同期の月平均売上高に比べ3%以上減している中小企業者（平成30年3月31日まで） 2 県が認定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有しているか又は認定倒産事業者との取引が、全取引額（注2）の20%以上を占める中小企業者 3 中小企業信用保険法第2条第5項第7号（金融機関の合理化）及び第8号（整理回収機構への貸付債権の譲渡）に基づく市町村長の認定を受けた中小企業者												
融 資 限 度 額	8,000万円												
資 金 使 途	経営の安定に必要な事業上の運転資金（融資対象者3の場合は設備資金も可）												
融 資 期 間 及 び 利 率	<table border="1"> <tr> <td>設備 (融資対象者3のみ)</td> <td>2年以上</td> <td>3年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4年以上</td> <td>5年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>6年以上</td> <td>7年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> </table>	設備 (融資対象者3のみ)	2年以上	3年以内	年1.2%		4年以上	5年以内	年1.3%	運転	6年以上	7年以内	年1.4%
設備 (融資対象者3のみ)	2年以上	3年以内	年1.2%										
	4年以上	5年以内	年1.3%										
運転	6年以上	7年以内	年1.4%										
据 返 方 法	据置1年以内の分割返済												
担 保	原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。												
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。												
信 用 保 証	保証協会による信用保証を要する（融資対象1及び2：一般保証を利用、融資対象3：別枠保証を利用）。												
保 証 料	<融資対象1及び2>年0.40%~1.83%、<融資対象3>年0.67%												
責 任 共 有 制 度	対象												
推 薦 機 関	県内商工会議所及び商工会												
申 込 先	取扱金融機関の県内各店舗												
必 要 添 付 書 類	<p><融資対象1> 愛知県経済環境適応資金（サポート資金「経営あんしん」）融資制度に係る証明申請書（様式第1）</p> <p><融資対象2> 愛知県経済環境適応資金（サポート資金「経営あんしん（関連倒産防止）」）融資制度に係る証明申請書（様式第2）</p> <p><融資対象3> 市町村長の認定書</p>												
問 い 合 せ 先	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754（信用保証について）												

（注1）「最近3か月間」とは、申込日の属する月の前月から起算して13か月前の月以降の月を始期とする任意の3か月間をいう
（例：平成29年4月に申込みを行う場合、最も遡って平成28年3月から起算して3か月間（3月、4月、5月）とすることが可能）

（注2）「取引額」とは、売上高又は商品仕入高のいずれかのうち、最近における6か月間又は12か月間の実績とする

様式第 2

愛知県経済環境適応資金（サポート資金「経営あんしん（関連倒産防止）」）融資制度に係る証明申請書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

私は、_____が 年 月 日 _____の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったため、経営の安定に支障を生じておりますので、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱第 8 第 1 項第 1 号イ(イ)に該当する旨、証明されるようお願いいたします。

記

1 _____に対する売掛金 円

うち回収困難な額 円

2 _____に対する取引依存度 % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの _____に対する取引額
円

B 上記期間中の全取引額 円

(注) 上記 1 又は 2 のいずれかを記載のこと。

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

なお、本証明が融資の実行を保証するものではありません。

証明者 取扱金融機関名及び店長の氏名

印